

政府方針 「生活保護世帯の大学等への進学支援」に関するメモ

名古屋市立大学 専任講師
桜井啓太（社会保障論）

1 政府方針の進学支援メニュー（平成30年度から）

(1) 「新生活立ち上げ費用」

入学時に一時金を支給する（支給額は下記）。入学時の新生活に必要な費用として、パソコンや教材代、親元を離れる場合の生活用品を想定。

支給額 ①下宿生（一人暮らし）30万円 ②自宅生（同居）10万円

(2) 住宅扶助費の減額取りやめ

大学進学に伴い、世帯分離されることにより生活保護費が一人分減額されることから、住宅扶助費に関してのみ減額する扱いを取りやめる。

2 対象者数

(1) 大学・短大・専門学校への生活保護世帯の子どもの進学者

平成28年度進学者数 4619人¹

（内訳推定）下宿生数2割（924人）…① 自宅生8割（3695人）…②

3 政府方針の進学支援メニューによる予算額（推定）

(1) 「新生活立ち上げ費用」

①下宿生 924人×30万円＝2.8億円（277,200千円）

②自宅生3695人×10万円＝3.7億円（369,500千円）

計6.5億円（646,700千円）

(2) 住宅扶助の減額取りやめ

①下宿生は対象外：転出しており住宅扶助不可。

②自宅生3695人が対象（※）。

（保護の決定状況）から、住宅扶助の平均増加額を推定（詳細は別紙）4886円

3695人×（住宅扶助増加分）4886円×12月＝**2.2億円（216,645千円）**

(1) 「新生活立ち上げ費用」 6.5億円

(2) 「住宅扶助の増加分」 2.2億円

(1)(2)計8.7億円

※ 実際には、持ち家／公営住宅に居住する世帯など（対象世帯の2割程度）は制度の対象外（住宅扶助上限額の減額の影響を受けないため）であり、住宅扶助増加分の恩恵を受けない。そのため本試算より必要額は過少となると見込まれる。

¹ 朝日新聞デジタル「生活保護世帯の大学進学、一時金支給へ 政府方針」2017年12月10日03時06分配信

○参照 1

世帯人員別 住宅扶助費の決定状況別

平成 27 年度

第 3-9 表 一世帯当たり保護の決定状況額、世帯人員・世帯類型・保護の決定状況別

[単位：円]

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
総数	1 602 551	1 252 173	240 828	68 389	26 136	9 441	5 584
世帯数	123 148.0	104 463.0	161 691.3	226 951.8	272 424.5	305 893.2	371 838.6
最低生活費	88 699.4	73 157.7	121 579.1	173 682.0	210 083.4	238 476.8	293 595.4
生活扶助	30 752.2	29 174.8	35 149.2	38 931.9	39 586.9	38 827.6	39 657.3
住宅扶助	812.0	0.4	1 059.2	6 489.6	12 124.1	16 473.0	23 183.8
教育扶助	10.6	0.4	11.2	70.3	134.9	278.9	520.1
出産扶助	440.8	10.8	893.9	3 649.7	5 154.0	5 842.8	6 811.7
生業扶助	368.2	2.3	751.2	3 092.0	4 345.0	5 079.8	5 965.3
(再)高等学校等就学費	2 425.1	2 112.6	2 986.8	4 112.0	5 318.8	5 975.1	8 070.3
一時扶助	7.8	6.3	11.8	16.3	22.3	19.0	-
葬祭扶助							
住宅扶助（世帯員減少による）影響額		5,974	3,783	655	-759	830	

出所：平成 27 年度被保護者調査

(世帯人員数による住宅扶助費の影響)

- ・ 2人世帯→1人世帯 : 5 9 7 4 円
- ・ 3人世帯→2人世帯 : 3 7 8 3 円
- ・ 4人世帯→3人世帯 : 6 5 5 円
- ・ 5人世帯→4人世帯 : -7 5 9 円
- ・ 6人以上世帯 → 5人世帯 : 8 3 0 円

・世帯数の違いを反映（加重平均として算定）

$$(5974 \text{ 円} * 240828 \text{ 世帯}) + (3783 \text{ 円} * 68389 \text{ 世帯}) + (655 \text{ 円} * 26136 \text{ 世帯}) + (-759 \text{ 円} * 9441 \text{ 世帯}) + (830 \text{ 円} * 5584 \text{ 世帯}) / (240828 + 68389 + 26136 + 9441 + 5584) = 4 8 8 6 \text{ 円 (月額)}$$

参考資料

朝日新聞
DIGITAL**生活保護世帯の大学進学、一時金支給へ 政府方針**

佐藤啓介 2017年12月10日03時06分

生活保護を受ける世帯の子どもの大学や専門学校への進学を支援するため、政府は来年4月から入学時に一時金を支給する方針を固めた。親元を離れる場合は30万円を配る。同居を続ける場合は10万円とし、さらに生活保護費の住宅費の減額ルールをやめる。来年の通常国会に提出する生活保護法の改正案に盛り込む。

受給世帯の大学などへの進学者は昨年度で4619人。進学率は33%で、全世帯の73%を大きく下回る。この教育格差が親から子どもへの「貧困の連鎖」を生んでいるとして、対応を求める声が広がっていた。

一時金の名称は「新生活立ち上げ費用」。パソコンや教材のほか、一人暮らしを始める場合は生活用品などに使うことを想定する。

また、今の生活保護制度では子どもは高校卒業後に働くことを前提としている。大学などに進む場合は親と同居したままでも別世帯として扱う「世帯分離」が行われ、保護費が減る。例えば東京23区や大阪市で母と子2人の3人世帯なら、毎月支給される食費などの生活費が4万4千円、住宅費も4千～6千円ほど下がる。それが進学を諦める一因になっている。

このため政府は、進学せずに働く子どもとの公平性などから世帯分離のルール自体は残しつつ、生活保護費のうち家族の数に応じて決まる住宅費は世帯分離しても減らさないようにする。生活費の減額は続ける。現状では、進学する子どもの8割が親と同居しているとされる。(佐藤啓介)

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.